

次育第 1031 号
令和 5 年 4 月 6 日

神奈川県子ども・子育て支援推進協議会
構成員 各位

神奈川県福祉子どもみらい局
子どもみらい部次世代育成担当課長

こどもの意見の政策への反映に関する取組等の周知及び協力について（依頼）

本県の子ども・子育て施策の推進については、日ごろ格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、令和 5 年 3 月 27 日付け閣副第 216 号により内閣官房こども家庭庁設立準備室内閣参事官から別添のとおり依頼がありました。

本年 4 月 1 日に、こども家庭庁が設立されるとともに、こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）が施行されます。

こども基本法においては、基本理念として、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見の尊重が掲げられるとともに、第 11 条において、こども施策の策定等に当たってこどもの意見の反映に係る措置を講ずることを国及び地方公共団体に義務付ける規定が設けられました。

こどもの意見の政策への反映を推進するに当たり、別添に記載の取組等について貴団体内で周知していただくよう、御協力をお願いします。

なお、県では県内の子ども・子育て総合情報サイト「子育て支援情報サービスかながわ」や子どもの居場所ポータルサイト「かながわスマイルテーブル」に情報を掲載するとともに、県内市町村や、関係する機関、団体等に周知する予定であることを申し添えます。

問合せ先

次世代育成課企画グループ 児玉

電話 (045) 210-4666 (直)

電子メール jisedai-kikaku.pg3k@pref.kanagawa.lg.jp